

たるを以て特に有名なる室町時代の「大乘院寺社雜事記」なる舊記錄中の文明十八年即ち西暦一四八六年に於ける遣明僧楠葉西忍本名「ムスル」は即ちアラビヤ人なりとの説は、などへそれが嚴密なる意義

のアラビヤ人にあらざるかの疑もあるにもせよ、判然たる一回教徒が、後にも先にも只是一人のみ我國史に於て存在すといふ事は、最も顯著なる事實に相違なし。

以上の諸事實は、惜い哉是迄の西洋の諸學者にも未だ普く利用せられざるが如し。予は今は等の事實

を回顧して以て、アラビヤ人の日本に關する智識の程度を測量する一梯尺となさんとす。(大正三年十一月二十四日脱稿)

ム、フー、ニ氏の原文表題「Arabische Berichten over Japan」を、予は「日本に關する亞剌比亞人の知識」と義譯したり、實は「Berichten」なる。報知又は報道と正譯すべきものなることを已に承知したれども、何となく邦文雜誌の表題としては「アラビヤの知識」を生じたるを以て斯くの如く義譯否寧ろ改譯したるに過ぎず、特に之を辨明す。(大正四年四月廿四日追記)

元初史實解疑三則

箭 内 瓦

- 一 成吉思汗終焉之地
- 二 大昌原の戰
- 三 拖雷の遣宋使の遭難

一 成吉思汗終焉之地

元史の太祖紀に成吉思汗終焉の地を薩里川(ケルレ流の)なる哈老徒(カロタ)行宮とするの誤なること

は、今や何人も之を疑はぬるべしと雖も、同じく漠南漢地説を唱へながらも、尙ほ或は之を六盤山となし、或は靈州となし、未だ定説なきものゝ如し。事甚だ小なるが如きも、而も蓋世の英雄成吉思汗瞑目之地が不明とありては頗る遺憾の感なき能はず。因て左

に卑見を陳べて大方の叱正を乞はんとす。

抑々此問題に關して異説の起るは、主としてその根本史料の傳ふる所各相異なるに因る。故に先づ史料の吟味を遂げざるべからず。

(A) ラシッドの集史に曰く、猪年(狗年とあらわす)^{〔るは誤〕}の春の初

に、汗は Ongon-talan-kuduk に至り、健康を害し、夢に死期の近づけるを知りて諸子に後事を遺言し、終

つて諸子を隨へて南朝(即ち宋)^{〔ナニキヤス〕}に往き、諸城を招ぎ降

し、進んで六盤山に至れり、山は女直(金)^{〔即ちカシン〕}合申(即ちカシン)

夏^{〔シヤ〕}南朝三國交界の地なり。此時女直の使者(即ち六月に來れる)

周なり)真珠を山盛りにして來り、ついで又來りて降服を乞ひしかば、汗は之を許し、我今病あれば暫らくは來る勿れといひて、彼を遣りて金主を諭さしめ

しが、それより病勢日に暮りて八月十五日(實は二十一日)

に登遐せり。諸將遺命により合申の主が拜謁に來りしを執へて之を殺し、密かに柩を奉じて老營(即ち哈

宮)に歸り、然る後に喪を發せりと(以上大意)。Ong-

on-talan-kuduk の位置明ならず、夢話も或は後日附

託の事ならんも知るべからざれども、六盤山に至りし後、程なく病革より死せしが如くにも解せらるるなり。然れども元史の太祖紀によれば、太祖が六

盤山に避暑したるは閏五月にして、翌六月には、その南方なる清水縣の西江に次せるなり。乃ち太祖の死せし地は六盤山にあらざりしこと疑なし。

(B) 元史(卷百)察罕傳に曰く、進攻靈州、夏人(嵬名^{〔エイミン〕}令公^{〔ヨウコウ〕})以十萬衆赴援、帝親與戰、大敗之(これは前年、還次六

盤、夏主堅守中興、帝遣察罕入城、諭以禍福、衆方議降、會帝崩云云と。これ亦一見六盤山にて死せるが如きも、而も後段引用する太祖紀の記事と參照し

て、甚しき略筆なることを知るべし。

(C) 蒙古源流に「青吉斯汗以丁亥年七月十二日

(西暦八月二十五日)歿於圖爾墨格依城、年六十六」とあり。圖爾

墨格依城は祕史に朮兒篾孩(Dormekhai)とあるものにして即ち靈州なり。然れども太祖紀によるも、又

察罕傳によるも、太祖は靈州を攻め、その援軍を破りて後、六盤山に次せるものなれば、太祖の死せし地は靈州にあらざること亦明なり。

以上述ぶる所によりて、太祖終焉の地は、六盤山にもあらず、又靈州にもあらずとせば、果して何れの地なりしか。余は元史の太祖本紀の記事に本づき、之を以て清水縣附近と爲さんと欲するものなり。太祖紀は「崩于薩里川哈老徒之行宮」と明記したれど、その誤解に出でしこと已述の如し、この一失あればとて太祖晩年に關する同紀の記事を疑ふべきにあらず、試にその二十一年及び二十二年の條を見よ、西夏征伐及び前後の太祖の行動に關して、之に比すべき詳細なる記事は之を他に求め得べきか、而してその間に何等の矛盾を發見する能はざるにあらずや。是に於いて余は安心してその記事に従つて論歩を進むるを得るなり。太祖紀に曰く、「二十一年丙戌……冬十一月庚申帝攻靈州、夏遣嵬名令公來援、丙寅帝

渡河、擊夏師敗之、丁丑……駐蹕鹽州川。……二十二年丁亥春帝留兵攻夏王城（即ち中興府）、自率師渡河、攻積石州。二月破臨洮府、三月破洮河、西寧三州、……夏四月帝次龍德（今の隆德）、拔德順（今の靜寧州の東）等州、……閏五月避暑六盤山、……六月夏王李睂降。帝次清水縣西江。秋七月壬午不豫、己丑崩于薩里川哈老徒之行宮」と。而して金史の姬汝作傳に「正大四年（即ち太祖二十三年）春大兵西來、擬以德順爲坐夏之所」とあるは、六盤山に暑を避けんとせるをいひ、元史の按竺邇傳に「駐兵秦州」とあるは、清水縣西江に駐まるを指せるに外ならざるもの、而も到底太祖紀的確にその時と處とを傳へたるに比すべくもあらざるなり。前掲の文を一讀せば何人も太祖殂落の地を以て靈州或は六盤山と爲すの不合理なるに想到すべし、蓋し太祖は二十二年六月已に六盤山を去りてその南なる清水縣西江に次し、翌七月に至りて始めて疾を得、一週日の後殂落したるものなればなり。右の記

事に清水縣西江に次じたるといひて、それより前進せしことをいはず、而して薩里川は殂落の地にあらずして發喪の地なること疑を容れざる以上は、太祖は清水縣西江若くはその附近に在りて疾を得、ついで同一地に於いて殂落せしものとするは、尤も妥當なる解釋ならずや。況んや金史の撒合鑑傳に「大元既滅西夏、進軍陝西、八月朝廷得清水之報、令有司

罷防城及修城丁壯、凡軍需租調不急者、權停」とあ

るに於いてをや。太祖終焉の地は清水縣附近なりしこと今や殆んど疑を容れざるなり。清水縣は今の秦州清水縣の西にして、西江は蓋し今の牛頭河なるべし。

因にいふ、屠寄氏の新著蒙古兒史記に太祖殂落の地を靈州とせり、その説に曰く、「舊紀次清水之説、果係實錄、則汗入秋已去六盤、南指秦鳳、欲假道於宋以伐也。諸書皆稱成吉思殂於六盤、不如蒙古源流歿於圖爾默格依之可信、今從之」と。然れど

も此説甚だ解し難し、秋に入りて南侵せしことに事實なりとせば、六盤山の南方に位する清水縣附近にその殂落地を求むると尤も妥當ならずや、南に向つて秦州鳳翔に入らんとせし事を認めながら、その終焉の地を遙に北方なる靈州に置かんとする屠氏の説は余輩の尤も了解に苦しむ所なり。

二 大昌原の戦

太祖の死するや、南征の諸王諸將は概ね漠北に歸りて葬儀に列せしも、その軍悉く引上げしにあらず、已に渭水の上流域に進めるものは、此年秋冬の交を以て秦州清水等の占領を完うし、更に東進し、鳳翔・京兆(即ち今西安)等を劫かして關中を震駭せしめ、十二月には一軍遙かに進んで潼關の南に入り、商州・朱陽・盧氏等の諸城を攻掠し、悠々として西方に歸りしものありき。翌年夏、蒙古の監國拖雷(トライ)は暑をオルコン河畔に避け居りしに、金の使者來りて太祖の死を弔

慰し且つ賄を献ぜしが、拖雷は「汝主久不降、使先帝老子兵問、吾豈能忘也、睠何爲哉」といひて之を却けたり。時に蒙古兵の陝西に在りしもの、駿々として涇州に至り、先づ慶陽の糧道を絶ち、進んで大昌原(今の慶陽府)に至りしが、金の勇將完顏陳和尚(漢名は彝)四百騎を以て敵兵八千と戦つて大に之を破れり。蒙金兩國開戦して茲に約二十年、金の戰勝は之を以て始とす、是に於いて蒙軍の勢大に頓挫し、金軍の士氣大に振ひ、翌年二月陳和尚は金の大將移刺蒲阿と共に邠州に駐屯して防備を嚴にするに至りて、蒙兵の活動は一時全く停止したるの觀ありき。

此くて大昌原の戦は蒙金交戦史上有名なるものとなり、陳和尚の盛名は永く後世に傳はれり。然るに此時、蒙兵の活動は一時全く停止したるの觀ありき。而して後、他に及ばん。

續資治通鑑の編者畢沅曰く、

案金史紀傳疑俱有舛誤、蓋以元史及金史前後證之、而知其不合也。金正大五年蒙古皇子圖類(雷)監國元年之春、太宗尙未卽位、其時當無大舉之事、且大昌原之戰以捷聞、在元人或爲之譁敗、金史本紀斷無缺而不書之理、原其致誤之由、忠義傳多采元好問劉祁所撰述、事由記憶、語屬傳聞、故年月不能無舛。本紀之誤則因六年布哈(蒲)率陳和尚、駐邠州、遂連書其後事耳。金人之救慶陽、布哈傳約從つて之を採り、未だ定説あらず、即ち之を以て金の正大五年三月に在りとなすものに通鑑續編・續資

治通鑑綱目あり、宋元通鑑・御批歷代通鑑輯覽・元史類編等之に從ふ、六年三月に在りとするものに、資治通鑑後編あり、七年正月に在りとするものに、續資治通鑑・蒙兀兒史記等あり、而して卑見を以てすれば當に五年冬に在りとすべし。今先づ七年説を駁し、而して後、他に及ばん。

續資治通鑑の編者畢沅曰く、

案金史紀傳疑俱有舛誤、蓋以元史及金史前後證之、而知其不合也。金正大五年蒙古皇子圖類(雷)監國元年之春、太宗尙未卽位、其時當無大舉之事、且大昌原之戰以捷聞、在元人或爲之譁敗、金史本紀斷無缺而不書之理、原其致誤之由、忠義傳多采元好問劉祁所撰述、事由記憶、語屬傳聞、故年月不能無舛。本紀之誤則因六年布哈(蒲)率陳和尚、駐邠州、遂連書其後事耳。金人之救慶陽、布哈傳約從つて之を採り、未だ定説あらず、即ち之を以て金の正大五年三月に在りとなすものに通鑑續編・續資

赫德(牙吾塔)傳白華傳載之甚詳、本紀於七年正月書副樞布哈等解慶陽之圍、約赫德布哈傳云、七年正

月戰於大昌原、慶陽圍解。此即陳和尚爲前鋒奏捷之事也。前人誤分大昌原・慶陽、爲二役、固宜。轉而不得其實矣。今定作七年。

と。即ち（一）畢氏が五年説を否定するの理由は、（A）此

年は拖雷監國元年にて太宗即位前なれば、その時、蒙

兵大舉來侵の事あるべき筈なし、（B）金史本紀に大昌

原戰勝の事を記せざる筈なし、（C）忠義傳は元劉二氏

の撰述に本づきし所多ければ、記憶傳聞の誤あるべ

し、故に忠義傳の一なる陳和尚傳に、五年とあれば

とて信ずるに足らずとの三點に在り。然れども畢氏

の七年説の根據の一なる移刺蒲阿傳には、「六年二月

丙辰以蒲阿權樞密副使、自去年夏北軍之在陝西者、

髮騮至涇州、且阻慶陽糧道云々」とあれば、太宗即

位以前なればとて一萬にも足らざる蒙兵が來り攻む

ることなかりきとはいふべからず、殊に此兵は決し

て漠北より新に遣はされしにはあらずして、夙に陝

西に居りしものなり、（A）の理由は未だ以て五年説を

覆へすに足らず。（B）の理由は更に薄弱なり、大昌原

の戰勝の事は、金史理宗紀五年の條に記せられざると同じく、七年の條にも記せられざるにあらずや、

顯著なる事件が本紀に見えざるの理由を以て之を抹

殺せんには、抹殺せらるべき事件の多きに勝へざら

ん。（C）の理由は全然想像なり、特に辯ずるの要なし。

（二）畢氏が六年説を否定せる理由は稍、明瞭を缺くも、

蓋し「本紀に六年二月移刺蒲阿が完顏陳和尚の忠孝

軍一千騎を率ゐて邠州に駐したる事より慶陽赴援の

事まで連書されたるを見て、大昌原の戰は六年に在

りて、慶陽の解圍は七年に在りきと誤解したるもの

ならん」との意味なるべし。果して然りとせば、そ

の説必ずしも妥當ならといふべからず、余は寧ろ本

紀に「三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戰功、授定遠大

將軍平涼府判官世襲謀克」とあるによつて、資治通

鑑後編の編者徐乾學は、大昌原の戰は此年春に在り

きと速断したるものと解釋せんと欲するなり。要す

るに六年説は到底成立せず。

七年説を主張するもの、畢氏の後に蒙兀兒史記の編者屠寄あり、屠氏は金史哀宗紀の記事を摘出して慶陽解圍と、大昌原戰とは其の實一事なりといひ、陳和尚傳に正大五年に在りとするは誤なりと結びたれど、而も殆んど其の理由を示さず、畢氏の説に比

して寧ろ頗る遜色あり。要するに畢屠兩氏の七年説の積極的證據としては、金史の紇石烈牙吾塔傳に「七年正月戰于大昌原、慶陽圍解」と記し、移刺蒲阿傳に「七年正月戰北兵於大昌原、北軍還、慶陽圍解」とあるものゝみ。而も五年説の根據には、その史料としての權威に於いて毫も前者に遜る所なき完顏陳和尚傳の記事あり、若し互に一を信じ他を疑うて止まざらば、所謂水懸論に終らん。是に於いて余は五年説を確立せんがために、前人の未だ言及せざる所について一言せん。而も順序として金史の陳和尚傳の文を引かざるべからず、曰く、

五年北兵入大昌原、平章合達(合達)問誰可爲前鋒者、陳和尚出應命、先已浴易衣、若將就木棹者擐甲上馬、不反顧、是日以四百騎破八千衆、三軍之士踴躍思戰、蓋自軍興二十年、始有此捷、奏功第一、手詔褒諭、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克云々。

然るに畢氏は金史の忠義諸傳は元劉二氏の撰述に本づくもの多きの故を以て、この記事の年次の必ずしも憑信し難きをいへり、此かる非難は反對論の根據としては頗る薄弱にして往々一顧を值せざることは前述せる所なり、而も此くては例の水懸論と誤解せらるゝの恐あり、故に余は右の記事の年次の誤らざるを證せんがために、茲に左の文を引用す。
六年三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戰功、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克。
之れ金史哀宗紀の記事なり、隨つて畢屠諸氏固より觸目せざるの理なし、而も諸氏の嘗てこの記事につ

いて言及する所なきは不思議に堪へず。若し諸氏にして、一たび此文と陳和尚傳の文と併せ讀まば、大昌原の戦は、晚くも六年三月乙亥以前に起りしことを疑ふ能はざらん。而も哀宗紀の所謂戰功を以て大昌原戰勝の功にあらずして、他の戰功を指すものと解せんとせば、諸氏は極力之に就いて明白なる理由を提供せざるべからず。

之を要するに、大昌原の戦は金の正大五年（蒙古の國元年西紀）に在りしこと疑を容れず、牙吾塔傳及び蒲阿傳に之を慶陽解圍と同じく七年正月に在りとするは、編者の誤解か、略筆なり、誤解とせば、大昌原の戰勝が有名なる事件なりしと、間接に慶陽の解圍に與つて力ありしと、大昌原と慶陽とがその地相近きとが、その原因なるべく、若し略筆とすれば、慶陽の解圍が七年正月に在りしを示すを主とし、その解圍の遠因ともいふべき大昌原の戰勝を連書したるに過ぎざるべし。

然れども通鑑續編、續通鑑綱目等の書が、之をして五年三月に在りしものとするは怪むべし、何となれば、（A）蒲阿傳によるに、秦州方面に在りし蒙兵が東に向つて駿々として進み始めたるは此年の夏なりしを以て、それより以前に、大昌原の戦ありしは疑はし、（B）陳和尚が蒲阿と共に邠州に駐せしは六年二月なること哀宗紀に明文あれば兩地の距離より考へ、大昌原の戦は、その時より半年も一年も前の事とは思はれず、（C）殊に陳和尚が戰功を賞せられしこと、六年三月に在りし以上は、その戦がそれより一年前に行はれしとするは、尤も條理に合はず。因つて想ふに、五年三月説は、もと六年三月行賞の事ありしに本づき、その月に戦ありしものと誤解したるを、編者更に誤りて前年三月とし、後世皆その誤を踏襲したるものにあらざるか 果して然ならば、陳經商輶以下の人々も實は徐乾學と同じく六年説の主張者となるなり。

以上述ぶる所によりて余は大昌原の戰を以て金の正大五年冬の頃に在りしものと推定す。

三 拖雷の遣宋使の遭難

蒙古の太宗二年（金の正大七年）正月金の慶陽の圍を解いて還るや、金將移刺蒲阿等大に得意となり、去年冬以來京兆に拘留したる蒙古の使節斡骨禦^{*アカイ}を釋して歸らしむるに際し、「往いて汝が主に告げよ、我已に軍馬を準備す、戰を欲せば則ち來れ」と放言せり。太宗聞いて大に怒り、此年秋七月親征し、翌三年四月終に關中の堅城鳳翔を占領し、五月官山に還りて暑を避け、こゝに諸王將を會して道を分けて金を伐たんことを議決し、拖雷は先づ右軍を率ゐて陝西に入りたり。此時拖雷は道を宋に假り、且つ同盟して金を伐たんとし、使者撈不罕^{ゾウバカン}を遣はしゝが、途に宋の官吏に殺されしかば、拖雷は怒りて直ちに鳳翔を發し、大散關を出でて、宋地に入り、八月には興元

(即ち漢中)を降し、漢水に沿うて東し、十二月には漢水を渡りて鄧州城を取り、翌四年正月有名なる三峯山の大勝を博せり。さて蒙古軍が宋地に入り漢水方面より河南に入りて金を攻むることは豫定の行動にして、宋が拖雷の使者を殺すと殺さるとに關せず、必ず實行せらるゝべしものなりしが故に、使者遭難の問題は必ずしも重大ならざるが如きも、而も之によりて蒙古の金を滅ぼすの時期の多少後れしは勿論、金亡びて後蒙古の宋を伐つに當り、之れ亦屈竢の口實となりしを思へば、此事實を闡明するは決して無用の業にあらずと信ず。

元史の睿宗（拖雷）傳には「遣撈不罕、詣宋、假道且約合兵、宋殺使者」とあるのみにて、遭難の場所も、月次も加害者も明ならず、通鑑續編には「撈不罕至青野原、金統制張宣殺之」とありて、場所を示したれど、加害者は宋人があらずして金の官吏張宣とあり、高賓銓は之に本づき、その元祕史に太祖の

九年宋に遣はしたる使者主ト罕の一行が金人に拘へられたるを記したると正しとして、且つ「元史曰宋殺、蓋金殺之、而譲爲宋殺也」といへり。而して續資治通鑑綱目には「蒙古侵金、速不罕來假道、秋七月至汚州青野原、統制張宣殺之」と記し、始めてその月次を明記すると同時に青野原の所在をも示したり、而して御批歴代通鑑輯覽續資治通鑑等之に從ひ、元史類編亦ほど之に由れり。以上列舉するものの中、續綱目の記事尤も備ばれりといへども、而も備はれるが故のみを以て直に尤も確實なりといふを得ず、况んや陳桺の通鑑續編には張宣を以て金の統制とし、ついで高寶銓の説あり、而して故那珂博士は高氏の説を以て一考の値ありと認めたるに於てをや（成吉思汗實錄）。又以て疑問として存するものなるを知るべし。

然るに幸にして余輩は此疑問を解決するに足るべき尤も有力なる史料を有す、それは即ち耶律鑑の雙溪

醉隱集卷二、凱歌樂詞の序文の原注に引用せられた

る理宗實錄と理宗日歷となり、曰く、

理宗實錄第八十三、紹定四年辛卯北使蘇巴爾罕來以假道合兵爲辭、青野原、汚州統制張宣誘蘇巴爾罕殺之。理宗日歷第三百九十五、十月二十一日汚州統制張宣、誘蘇巴爾罕、使曹萬戸勦殺。

こゝに蘇巴爾罕は、もと搠不罕（元史太宗紀、睿宗傳、通鑑續編）若くは速不罕（蒙古總裁錄、續編）とありしを、清初の史館が改めしものなることは、本書の外國名の譯字例より容易に之を推測するを得べし。青野原の上に至の字を脱したると亦明なり。是に於いて蒙使搠不罕が宋の汚州の青野原に至りし時、汚州統制張宣は曹萬戸に命じて殺さしめたること疑ふべからず、殊に續綱目以下の書が單に張宣に殺さると記せしに、こゝには更に下手人の名をも明記したるは流石に實錄なりと思はしむるなり。但し日歷に使者遭害の月日を十月二十一日とあるは疑ふべし。何となれば、此

年八月には蒙古軍已に深く入りて興元即ち漢中に在

りしこと、宋史の理宗紀に明證あればなり。而して十

月二十一日は張宣が青野原に蒙使を拒みたるの功に

よりて沔州都統を授けられし日なり、理宗紀に「冬

十月癸酉（二十日）、御前中軍統制張宣戰青野原、有

功、詔授沔州都統」となるもの即ち是なり。理宗日

歴に張宣の功を立つるの日と、賞を受くるの日とを

誤るが如きことあるべからず、想ふにこは日歴の誤

にはあらずして醉隱集の著者の誤なるべし、即ち日

歴の原文の十月二十一日の條には搠不罕を刺殺した

るの功に由つて沔州都統を授けられしことを記した
るに拘らず、耶律鑑は此事件の本末に就いて深く注
意せざりしがために、誤つてその後半を闇却したる
ならん。

上來述ぶる所により、余輩は續資治通鑑綱目に青
野原に於ける蒙使遭難を秋七月に在りと爲せるは、
蓋し精確なる史料に據りしものなりと信じ、之を以

て斷案となす。

附記。元史類編系屬拖雷の條には「太宗將中軍、
……拖雷總右軍、……期以明年春合南北軍攻汴、
遣速不罕詣宋、假道淮東以趨河南、宋統制張宣毅
使者、拖雷怒、……乃分兵攻宋諸城堡、長驅入漢
中云々」と見ゆれど、拖雷の率ゐたる右軍は始よ
り漢水に沿うて東進し河南に入らんとせしこと、
及び速不罕遭難の地が沔州青野原なりしこと疑な
き以上は、道を淮東に假らんとすべき道理なし。
若し當年蒙古側にて淮東に道を假りて河南に趨か
んとし、爲めに使者を宋に遣りしものありとせば、
そは必ず左軍の大將斡陳那顏なりしるべく、ま
た必ずしもその形跡なしとせず、即ち宋季三朝政
要卷一、紹定四年の條に「韃靼自山東通好、欲假
淮東以趨河南、群臣議不許」とあるもの、或は此
間の消息を語るものならんか、果して然らば類編
の著者は左軍の遣使と右軍の遣使とを混同して前
記の如き誤を爲しくものなるべし。姑らく記して
疑を闕く。